

平28福個答申第6号  
平成28年12月1日

福岡市長 高島 宗一郎 様  
(博多区保健福祉センター保護第1課)

福岡市個人情報保護審議会  
会長 村上 裕章  
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る非開示決定処分に対する  
異議申立てについて (答申)

平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第2項の規定に基づき、平成26年12月25日付け博保1第72号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

諮問第88号

「障害厚生年金取り下げ関係書類」の非開示決定処分に対する異議申立て

答 申

**1 審議会の結論**

「障害厚生年金取り下げ関係書類」に記録された保有個人情報（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

**2 異議申立ての趣旨及び経過**

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が異議申立人に対して行った、本件個人情報に係る平成26年11月19日付けの本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

① 平成26年11月12日、異議申立人は、実施機関に対し、平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第18条第1項の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

なお、異議申立人は、保有個人情報開示請求書に次のように記述している。  
「厚生傷害年金を、受給者本人が取り下げたことになっている。」

② 平成26年11月19日、実施機関は、本件個人情報を保有していないことを理由として、条例第24条第2項の規定により本件処分を行い、その旨を異議申立人に通知した。

③ 平成26年12月3日、異議申立人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

**3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨**

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書及び平成28年9月28日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

① 私が保有個人情報開示請求書に記載した、厚生傷害年金とは、障害厚生年金（以下「年金」という。）のことである。

② 私が開示を望んだ公文書は、私のケース台帳（以下「台帳」という。）に、私が年金を取り下げたと記載されている部分である。

③ 私は博多区役所の2階において、台帳に記載されている部分を見た。またその

際、私を担当する市の職員（以下「担当職員」という。）が、私が年金を取り下げたと発言し、固定資産係、行政相談総務係及びガードマンも立ち会っていた。

## (2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成28年8月17日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述等によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 異議申立人は、「私の台帳に、私が年金を取り下げたと記載されている」と主張するが、台帳には異議申立人が年金を取り下げたと記載されていない。
- ② 異議申立人は、「博多区役所の2階において、台帳に記載されている部分を見た。またその際、担当職員が、私が年金を取り下げたと発言し、固定資産係、行政相談総務係、ガードマンも立ち会っていた。」と主張するが、担当職員に確認したところ、異議申立人が年金を取り下げたと発言していない。また、台帳にも、担当職員のその発言の記録はない。
- ③ なお、実施機関は、年金事務所が異議申立人に宛てた文書を保有している。当該文書には、異議申立人から年金事務所に対し、年金受給者現況届の提出がないため、年金が差止になっている旨が記載されていることから、当該理由をもって異議申立人が年金を受給しなくなったと認識している。

## 4 審議会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

### (1) 個人情報の開示請求の対象について

個人情報の開示請求の対象となるのは、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報である（条例第18条第1項）。保有個人情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいい、公文書（福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限られる（条例第2条第3号）。

### (2) 公文書について

公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フィルム及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう（情報公開条例第2条第2号）。

### (3) 公文書の作成義務について

公文書の作成については、福岡市公文書の管理に関する規則（平成14年福岡市規則第82号。以下「公文書管理規則」という。）第6条第1項本文に「事案の処理に係る意思決定及び報告は、公文書を作成することにより行わなければならない。」と規定され、ただし書に「処理に係る事案が軽微なものであるとき」、「意思決定又は報告

と同時に公文書を作成することが困難であるとき」はこの限りでない、と規定されている。このうちの「軽微なもの」とは、文書を作成しなくても職務上支障が生じないような場合である。

(4) 本件個人情報について

本件個人情報は、実施機関が保有する「障害厚生年金取り下げ関係書類」である。

実施機関は、本件個人情報を保有していないことを理由に本件処分を行っているため、当審議会では、本件個人情報の存否について検討する。

(5) 本件個人情報の存否について

① 本件においては、異議申立人は台帳に異議申立人が年金を取り下げたと記載されていると主張し、実施機関は台帳に異議申立人が年金を取り下げたと記載されていないと主張している。

このことから、当審議会が台帳を確認したところ、異議申立人が年金を取り下げたとの記載はなかった。

② また、当審議会において、実施機関から提出された「年金事務所が異議申立人に宛てた文書」を確認したところ、当該文書には、異議申立人から年金事務所に年金受給者現況届の提出がないため、年金が差止になっている旨が記載されていた。

このことから、異議申立人に係る年金の受給については、年金受給者現況届未提出のため差止になったと考えられ、自ら取り下げた事実は認められなかった。

③ よって、実施機関が本件個人情報を保有しているとは認められない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

## 5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成26年12月25日	実施機関から諮問
平成27年 4 月22日	実施機関から弁明意見書を受理
平成28年 8 月17日（第172回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
平成28年 9 月28日（第173回審査請求部会）	異議申立人から意見聴取及び審議
平成28年10月26日（第174回審査請求部会）	審議